八　水道法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。

九　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。

十　第八号及び前号に掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

十一　下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画の届出の受理に関すること。

十二　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

（水災害対策センターの所掌事務）

第九十四条の二　水災害対策センターは、洪水浸水想定区域に関する事務その他の水防に関する事務（洪水予報及び水防警報に関するもの並びに地域河川課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

八　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

九～十四　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官千七十七人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官二十三人以内を置く。

2　（略）

（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第百四十条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（水災害対策センターの所掌事務）

第九十四条の二　水災害対策センターは、洪水浸水想定区域に関する事務その他の水防に関する事務（洪水予報及び水防警報に関するもの並びに建政部及び地域河川課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（新設）

（新設）

七～十二　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官九百八十八人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官二十八人以内を置く。

2　（略）

（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第百四十条　（略）

2～4　（略）